



熊本県公報

号外 第20号
令和7年(2025年)
3月31日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県教育庁本庁処務規程の一部を改正する訓令…………… (教育政策課) 1
- 熊本県教育庁英語・日本語教育推進室設置規程の一部を改正する訓令…………… (") 1

登 載 依 頼

熊本県教育委員会訓令第3号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関

熊本県教育庁本庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年3月31日

熊本県教育長 白 石 伸 一

熊本県教育庁本庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県教育庁本庁処務規程(昭和36年熊本県教育委員会訓令第48号)の一部を次のように改正する。

別表第1 県立学校教育局の部特別支援教育課の項中「支援体制整備班」を「インクルーシブ教育推進班」に改め、同部学校安全・安心推進課の項中「生徒指導支援班」を「生徒指導支援班」に改め、同部体育保健課の項中「管理・調整班」を「管理・調整班」に改める。

別表第3の1の表担当課長補佐(主幹・参事)専決事項の欄第2項を削る。

別表第4 教育政策課の款第5項担当課長補佐(主幹・参事)専決事項の欄第2号中「(平成7年熊本県人事委員会規則第2号)」を削り、同表県立学校教育局の部特別支援教育課の款第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5	インクルーシブ教育システムの推進に関すること。				
---	-------------------------	--	--	--	--

別表第4 県立学校教育局の部学校安全・安心推進課の款第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2	不登校児童生徒の支援に関すること。				
---	-------------------	--	--	--	--

別表第4 県立学校教育局の部体育保健課の款第9項教育長専決事項の欄第2号中「財団法人熊本県武道振興会」を「公益財団法人熊本県武道振興会」に改め、同表市町村教育局の部義務教育課の款第6項中「英語・日本語教育推進室」を「グローバル人材育成推進室」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第4号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関
県 立 学 校

熊本県教育庁英語・日本語教育推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年3月31日

熊本県教育長 白 石 伸 一

熊本県教育庁英語・日本語教育推進室設置規程の一部を改正する訓令
熊本県教育庁英語・日本語教育推進室設置規程(令和2年熊本県教育委員会訓令第10

号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県教育庁グローバル人材育成推進室設置規程

第1条中「国際社会に通用する人材の育成の推進を図り」を「日本語教育（日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する日本語教育をいう。次条において同じ。）の推進を図るとともに」に、「整備するため」を「整備し、もってグローバル人材の育成の推進を図るため」に、「英語・日本語教育推進室」を「グローバル人材育成推進室」に改める。

第2条第1号中「（日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する日本語教育をいう。」を削る。

附 則

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

2 熊本県教育庁兼職命令規程（平成31年熊本県教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第4条（見出しを含む。）中「国際社会に通用する人材の育成の推進を図り」を「日本語教育の推進を図るとともに」に、「整備するため」を「整備し、もってグローバル人材の育成の推進を図るため」に改め、同条の表中「市町村教育局義務教育課英語・日本語教育推進室」を「市町村教育局義務教育課グローバル人材育成推進室」に改める。